

東北自然エネルギー株式会社「能代風力発電所リプレイス計画に係る
環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和 2 年 4 月 3 0 日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第 4 6 条の 1 4 第 1 項の規定に基づき、「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価準備書」について、東北自然エネルギー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第 4 項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 秋田県能代市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 最大 1 4, 4 0 0 k W

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成 2 9 年	2 月 2 7 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成 2 9 年	4 月 2 8 日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成 2 9 年	5 月 1 2 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成 2 9 年	1 1 月 2 1 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	平成 3 0 年	1 月 3 1 日
青 森 県 知 事 意 見 受 理	平成 3 0 年	3 月 2 6 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	平成 3 0 年	5 月 1 日

<環境影響評価準備書>

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	令和 元 年	8 月 8 日
意 見 の 概 要 等 受 理	令和 元 年	1 0 月 1 日
秋 田 県 知 事 意 見 受 理	令和 2 年	1 月 2 3 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 2 年	2 月 2 7 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 2 年	4 月 3 0 日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内
電 話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 事後調査について

- ア. 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ. 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程及びその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。
- ウ. 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した結果に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(2) 累積的影響について

本事業の対象事業実施区域の周辺では、他事業者による風力発電所が稼働中であるため、引き続き、可能な限り事業者間で協議・調整し、必要な情報を共有し、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

2. 各論

○鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、ガンカモ類等の渡りや絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)であるチュウヒ等の生息が確認されているほか、同区域の周辺ではチュウヒの複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されている。また、本事業の建て替え対象となっている風力発電設備では、国内希少種であるオジロワシのバードストライクと考えられる事象が確認されていることから、本事業の実施に伴う鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等による重大な影響が懸念される。

このため、本事業の実施による影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺では、チュウヒの複数ペアの繁殖が確認され、営巣中心域内に風力発電設備が1基計画されている。

このため、事後調査においてチュウヒの行動を調査し、繁殖等への影響が懸念される場合には、稼働調整等を含めたより適切な環境保全措置を実施すること。

- (2) バードストライクの発生を低減するために、専門家からの意見等を基に既に発生しているオジロワシのバードストライクの発生要因を検討し、その結果を踏まえ、稼働調整、ブレード塗装やシール貼付等、鳥類からの視認性を高める措置等の対策を講ずること。

(3) 鳥類のブレード、タワー等への接近又は接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

(4) 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体を確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。